

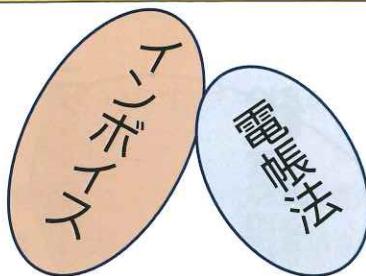
# 東京税財政研究センター

## 会報

NO.129

2023・10・25

発行人 岡田俊明  
東京都新宿区百人町1-16-18  
センチュリービル2F  
TEL 03(3360)3871  
FAX 03(3360)3870  
E-mail tzzkc@nifty.com



## 混迷する税務行政・税制 存在感、必要度増すセンター

### 第29回通常総会開催



「インボイス」「電帳法」多くの納税者や税務の現場、税理士などの混迷の中強行され、されようとしています。第29回通常総会は、こうした状況の中、8月21日水道橋「全水道会館」に、委任状を含め会員79名の参加で開催されました。

佐々木副理事長の開会宣言の後、藤平（和）理事を議長に選出。岡田理事（写真上）が挨拶に立ち、「税制、税務行政の変化は従来と異次元な世界に入りつつある。昨年の税制改正で税理士にデジタル化の協力義務が課せられました。税務行政も大きく変化することが考えられ、センターの役割は期待されている」と提起し、活動報告、活動計画、財政などを討議しました。出席者の発言には、「センターに対する評価は高い。もっと会員を増やそう」という提言や「納税者と税理士管理の全貌は?」などの質問がありました。



(和歌山城)

このあと役員改選に移り、下記の役員がこの1年を担当することになりました。

コロナなどの影響で一時センターの動きにも影響がありました。しかし、その状況や納税者、税理士会の状況を無視した税務行政の一方的なデジタル化の中、混乱を押し付けられる納税者の守り手としてのセンターの活動の重要性を感じさせる総会となりました。

#### 新役員紹介

特別監事	理事	専務理事	副理事長	理事長
中村木内	金井吉田	山口潤	増山	船戸
芳昭	清吉	久夫	一郎	和良
隆			満樹	豊治
				和悦子
				悦雄
				正元
				晃
				勝美
				康雄
				清秋
				啓一
				裕二
				健男
				司
				國雄
				範道
				等
				佐々木隆夫
				小田川豊作
				石塚幹雄
				岡田俊明

# 「国税庁を裸にする」

第67回「公開講座」開催—11月20日

会場・全水道会館（水道橋駅徒歩5分） 13時30分開場

総会でも話題となった国税庁の急激なDX化、  
今後の税務行政の行方を占う重点課題化している。  
今回の公開講座では「国税庁を裸にする」とのメイ  
ンテーマで、

- 第1報告 令和5事務年度当局方針の全体像  
担当者 佐々木隆夫・会員  
第2報告 DXで襲いかかる国税庁  
担当者 岡田 俊明・会員

2課題について報告します。

会場は水道橋駅徒歩5分です。（別掲地図参照）

申し込み方法 FAX 03-3906-8848

（本川綜合事務所）

受講料は5,000円（資料代込み）

資料のみ3,000円

事前振り込み制（振込先・申し込み案内に記載）

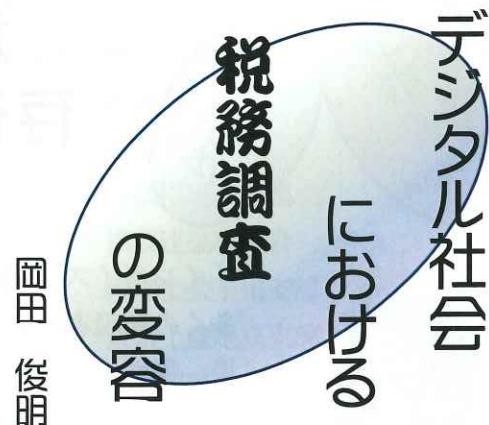
申し込み締め切り 11月15日

インボイス、電帳法など国税庁のDX化で納税者の混乱を顧みない国税当局との対応。ぜひ当公開講座で！お待ちしております。

## ■全水道会館

■所在地 東京都文京区本郷1-4-1 TEL: (03) 3816-4196

■交通 •JR水道橋駅 東口（御茶ノ水駅寄り）下車徒歩2分  
•都営地下鉄三田線水道橋駅 A1出口下車徒歩1分



## 1 デジタル化と税務調査

政府の政策もあって、デジタル化の波が社会に押し寄せている。マイナンバー保険証の問題もある。

実際の税務調査では、パソコン(PC)があればその中身（取引記録やメールなど）を見たいと言われることが多くなっている。

紙ベースから電子データ（電磁的記録）保存に変わってくると、PC画面を開くよう求められ、電子データをプリントアウトするよう求められることもあり、さらにはデータのコピーも要求されることも十分に考えられる。その対応は、従来の対応と基本的には変わらないが、デジタル化特有の対応方法が必要になる。

今後、税務当局は、マイナンバーも活用しつつ、納税者の複数の所得を源泉徴収票や支払調書から名寄せして把握し、納税者から提出される所得税確定申告書内容と自動的に照合することになるであろう。銀行口座にマイナンバーが付されると、所得だけでなく資産の把握も進むと想定されそうだが、調査が始まると金融資産の把握は容易になるという意味では間違いない。納税者の立場（次ページへ）

(前ページより)

からすれば、今後の税務調査対応は、従来以上にしっかりした対応が求められてくると考えるべきであろう。

また、取引先のほか金融機関への反面調査についても、取引照会がオンライン化されることとの関係で、適正手続きの履行を求める場面も増えそうである。

※参考・NTT/データ社の pipitLINQ® を参考のこと。

情報化社会においては、調査に活用できる膨大な情報が課税当局に収集、蓄積されているし、今後一層加速するものと考えられる。それが、AIの活用を含め極めて合理的、組織的に行われるというのがIT時代の調査の特徴となる。無用な緊張を避けるためにも、日頃から書類や契約関係の重要性を意識し、必要最低限の税法知識を身につけて理論武装しておくことが、これから事業経営にとって欠かせない。

をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと」(同規則2条2項2号)、「国税に関する法律の規定による当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じができるようにしておくこと」(同条2項3号)の規定を指している。

加えて、令和5年税制改正で、「納税地等の所轄税務署長が当該財務省令で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができなかつたことについて相当の理由があると認め、かつ、当該保存義務者が国税に関する法律の規定による当該電磁的記録及び当該電磁的記録を出力することにより作成した書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。)の提示若しくは提出の要求に応じができるようにしているときは、…当該電磁的記録の保存をすることができる」(新電子帳簿保存法施行規則4条3項)と、令和6年1月以降においても紙保存に道を開くに当たって、質問検査権行使に係る規定を挿入した。

電子取引データ保存の可視性要件には、3つの検索条件があり、そのうち2つ、②範囲指定検索と③組合せ検索は、税務調査で調査官からのダウンロードの求めに応じることにより緩和されている(②と③の検索は不要となる)。この緩和措置は一見望ましいようにみえるが、実は税務調査では納税者不利の要素になる。

つまり、今後の税務調査は、帳簿・書類のデジタル化を前提として行われることを意味し、実際の税務調査はパソコン画面を通して行われることになろう。税務職員の調査技法も変化し、したがって、納税者サイドの対応策も変化することを余儀なくされよう。

## 2. 仕入税額控除否認という問題

消費税法30条7項による消費税仕入税額控除否認の問題がある。  
(次ページへ)

## 2 新論点としての 「ダウンロードの求め」

### 1. 2つの電子帳簿

新たな電子帳簿保存制度下においては、2つの電子帳簿が予定されており、「優良な電子帳簿以外の電子帳簿」に該当する場合、「国税庁等の当該職員の質問検査権に基づくその国税関係帳簿書類に係る電磁的記録のダウンロードの求めがある場合には、これに応じることとすること」(令和3年度税制改正の大綱)とされ、また、スキヤナ保存制度については、「検索要件について、検索項目を取引等の年月日、取引金額及び取引先に限定するとともに、保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることとする場合にあっては、範囲指定及び項目を組み合わせて設定できる機能の確保を不要とする」(同前)とされていた。

これは、改正電子帳簿保存法施行規則が、「当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存

(前ページより)

消費税法は、仕入税額控除について、「帳簿及び請求書等を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ…に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。」(同法30条7項)としており、インボイス制度下ではこの請求書等は適格請求書(インボイス)になる。帳簿、請求書等のいずれかに不備があつたり保存されていなかつたりすると、そのことが深刻な結果をもたらしかねない(特例で帳簿のみ保存で可とする場合がある)。

なお、ここでいう「請求書等」の範囲は、「事業者がその行つた課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類で課税仕入れの相手方の氏名又は名称その他の政令で定める事項が記載されているもの(当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。)」(同法30条9項3号)とされ、政令には、「書類の作成者の氏名又は名称及び登録番号」などインボイスの記載事項が定められている(同令49条4項)。

\*\*\*\*\*

デジタル化の下での税務調査については、秋の公開講座に期待してほしい。

「多少の犠牲はやむを得ない」イスラエル首脳の言葉だ。犠牲者は誰だ。▲終わりの見えないウクライナ戦争に暗澹たる日々を過ごして一年。イスラエルとガザとの戦争が勃発した。すでに何の罪もない数千人の民衆に犠牲者が出ている▲數えきれない犠牲者を出した第1次、第2次世界大戦。あれから既に1世紀。この歴史から人間は何を学び何を反省してきたのだろう。戦争は必ず「人間」の犠牲者を出すことが分かれているはずなのに。当事国の首脳は、ブーチンしてもネタニヤフにしてもその事実に目が向いているとは思えない。人間が、国民がただの「消耗品」としか見えない。それが戦争の本質だ▲太平洋戦争で数千万の犠牲者を出した日本。その反省から80年を経て存在感が見えない。それどころか「防衛」と称して軍備拡張に踊っている。ここでも発想は前記と同じ、聞こえてくるのは「人間は消耗品」だ。「防衛」であろうと戦争がはじまつたら人間の犠牲が待つている。いかなる理屈をつけてもこの事実は隠せない▲街中の議論で「防衛は必要だ」論は一定の幅を利かしている。いざの時には自分だけでなく、家族や多くの知人、国民にまで「死」があることを考えているのだろうか▲いま、戦争に反対する声が世界中で沸き起っている。「人間」が自分の意志に基づかない「死」を押し付けられることを拒否する意思を示すべきだ。世界中で。それが「人間」として産れた「責」ではないだろうか。

(M・I)

## 講演・寄稿・交流

- 7/18 神奈川県保険医協会  
7/24 東京土建足立支部  
7/26 東京土建多摩西部支部  
7/28 神奈川土建西相支部  
8/23 神商連  
9/12 東京土建  
9/17 神奈川建設労連  
9/21 横浜建築職組合  
9/21 税理士会玉川支部  
9/28 東京土建足立支部  
10/18 神奈川新人会・青税



### ザ・コラム

「多少の犠牲はやむを得ない」イスラエル首脳の言葉だ。犠牲者は誰だ。▲終わりの見えないウクライナ戦争に暗澹たる日々を過ごして一年。イスラエルとガザとの戦争が勃発した。すでに何の罪もない数千人の民衆に犠牲者が出ている▲數えきれない犠牲者を出した第1次、第2次世界大戦。あれから既に1世紀。この歴史から人間は何を学び何を反省してきたのだろう。戦争は必ず「人間」の犠牲者を出すことが分かれているはずなのに。当事国の首脳は、ブーチンしてもネタニヤフにしてもその事実に目が向いているとは思えない。人間が、国民がただの「消耗品」としか見えない。それが戦争の本質だ▲太平洋戦争で数千万の犠牲者を出した日本。その反省から80年を経て存在感が見えない。それどころか「防衛」と称して軍備拡張に踊っている。ここでも発想は前記と同じ、聞こえてくるのは「人間は消耗品」だ。「防衛」であろうと戦争がはじまつたら人間の犠牲が待つている。いかなる理屈をつけてもこの事実は隠せない▲街中の議論で「防衛は必要だ」論は一定の幅を利かしている。いざの時には自分だけでなく、家族や多くの知人、国民にまで「死」があることを考えているのだろうか▲いま、戦争に反対する声が世界中で沸き起っている。「人間」が自分の意志に基づかない「死」を押し付けられることを拒否する意思を示すべきだ。世界中で。それが「人間」として産れた「責」ではないだろうか。